

名張市総合評価落札方式試行運用マニュアル

名張市総合評価落札方式試行運用マニュアル目次

1 .	総合評価落札方式の概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	総合評価落札方式とは	1
(3)	総合評価落札方式の種類	1
	特別簡易型	1
	簡易型	1
(4)	対象工事	1
(5)	学識経験者の意見聴取	1
(6)	落札者決定方法	2
(7)	技術評価点、価格評価点の設定	2
(8)	評価内容、評価基準、評価点	3
	地域要件	3
	企業要件	3
	技術者要件	5
	技術力	6
(9)	評価項目等の公表	7
(10)	評価結果の公表	7
(11)	評価内容の担保とペナルティ	8
(12)	入札公告	8
(13)	情報公開	8
(14)	疑義照会	8

1. 総合評価落札方式の概要

(1) 趣旨

この運用マニュアルは、名張市総合評価落札方式試行要領に関する運用について定めます。

(2) 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるために、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことです。

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。

(3) 総合評価落札方式の種類

名張市の総合評価落札方式は、下記の「特別簡易型」と「簡易型」で試行します。

特別簡易型

施工計画の評価や現場配置技術者の技術力評価を要せず、地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

簡易型

地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目のほか、工事に関する工程管理、品質管理、周辺環境、安全対策、施工上の課題等テーマに沿って作成された施工計画書の評価、現場配置技術者の技術力評価と入札価格を総合的に評価する方式です。

(4) 対象工事

総合評価落札方式の対象は下記の建設工事とします。

1. 公共工事の品質を確保するため、入札者の地域要件、企業要件、技術者要件と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。
2. 技術提案等（工程管理、品質管理、周辺環境、安全対策、施工上の課題等）を要する工事で品質、性能と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。

(5) 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見を聴かなければならないとされています。

意見聴取については、名張市総合評価落札方式試行要領によります。

(6)落札者決定方法

下記の加算方式（価格以外の要素を点数化した「技術評価点」と入札額を一定のルールにより点数化した「価格評価点」を足し合わせることで、総合評価点を算出する方式。）により総合評価点による判定を行い、総合評価点が最も高いものが落札者となります。

なお、入札参加を希望する場合は別添資料（（様式第1号）「評価項目算定資料届出書」他）の提出が必要となります。

総合評価点 = 技術評価点 + 価格評価点（加算方式）

ただし、落札者決定に当たっては、次に掲げる事項を適用します。

1. 入札価格が予定価格の制限の範囲内、又は低入札価格調査において適合と認められた場合とします。
2. 総合評価点の最も高いものが、2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(7)技術評価点、価格評価点の設定

評価値を算定する際の技術評価点、価格評価点は、下記のとおりとします。

なお、技術評価点における評価内容、評価基準及び評価点については、個々の工事により、適宜設定します。

1. 評価点の設定は次表のとおりとします

方式	技術評価点配点	価格評価点配点
特別簡易型	20点	80点
簡易型	30点	70点

2. 価格評価点の算出方法は、次式のとおりとします。

価格評価点 = 価格評価配点 × 最低価格 / 入札価格
(小数点以下3桁を四捨五入)

最低価格とは、応札者の中で有効な入札価格のうち最低の入札価格とします。

「落札者決定例（特別簡易型）」

予定価格 100,000,000円

最低価格 70,000,000円

	A社	B社	C社	D社	E社
技術評価点 (20点満点)	15.0	6.0	18.0	12.0	9.0
入札価格	84,000,000	81,000,000	78,000,000	75,000,000	70,000,000
価格評価点 (80点満点)	66.67	69.14	71.79	74.67	80.00
総合評価点 (技術評価点 + 価格評価点)	81.67	75.14	89.79	86.67	89.00
順位	4	5	1	3	2
落札者					

(8) 評価内容、評価基準、評価点

地域要件

ア．本社所在地

本社登録の所在地について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本社所在地	2.0	市内本店業者	2.0
		準市内業者	1.0
		市外業者	0.0

企業要件

ア．工事成績

本市発注の当該工事業種の過去2年間の工事成績平均について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
工事成績の平均点	4.0	当該業種の工事成績平均点が80点以上	4.0
		当該業種の工事成績平均点が75点以上 80点未満	3.0
		当該業種の工事成績平均点が70点以上 75点未満	2.0
		当該業種の工事成績平均点が65点以上 70点未満	1.0
		当該業種の工事成績平均点が65点未満 当該業種工事の実績を有しない	0.0

注1： 工事名、工事成績評点がわかる資料を提出してください。

イ．施工実績

発注工事にかかる施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
過去5年間の同種 工事实績の有無	4.0	過去5年間に名張市発注の同種工事の元 請・JV実績がある	4.0
		過去5年間に国及び他の地方公共団体発 注の同種工事の元請・JV実績がある	2.0
		同種工事の元請・JV実績がない	0.0

注1： JV実績は、出資比率20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

注2： 同種工事は発注工事ごとに工事内容及び工事实績金額を指定します。

注3： 工事实績は、契約履行証明・工事完成認定書・契約書の写しのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ（技術データを含むもの）を提出してください。

ウ．地域・社会貢献度

地元及び社会の貢献度について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
障がい者雇用の有無	3.0	法定雇用率を達成している又は障がい者雇用がある	
男女共同参画の有無		育児・介護の休業制度が就業規則等に規定されている	
災害協定締結又は防災協力事業所の登録の有無		災害協定締結又は防災協力事業所に登録されている	
I S O又はM - E M Sの認証取得の有無		I S O (9 0 0 1 . 1 4 0 0 1) 又はM - E M S (三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム) を認証取得している	
地元業者施工率	1.0	当該工事の地元業者施工率が50%以上ある	1.0

上記項目の該当が3項目以上の場合は3点、2項目の場合は2点、1項目の場合は1点、該当なしの場合は0点の配点となります。

注1： 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」により義務付けられている企業(56人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率(民間企業では1.8%以上)が達成されていることを確認します。

上記以外の企業については、雇用の確認できる障がい者手帳番号等により雇用を確認します。

(併せて3ヶ月以上の雇用の確認のできる保険証等の写しを提出してください。)

注2： 育児・介護休業制度については、就業規則の写しにより確認します。別に育児・介護休業の規定を設けている場合はその写しを提出してください。

注3： 災害協定締結については、本市との災害協定書の写しの提出により確認を行います。

防災協力事業所の登録については、登録証の写しの提出により確認を行います。

注4： I S O又はM - E M Sの認証取得については、評価機関による登録証の写しの提出により確認を行います。その際、認証されている事業活動が業務に一致していることのわかる書類も添付してください。

注5： 地元業者施工率は、市内業者による元請及び一次下請施工率が50%以上かどうかについて申告してもらい、最終契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認します。

エ．安全衛生管理

労働安全衛生マネジメントシステムの認証について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	1.0	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	1.0
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0.0

注1： 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に沿った取り組みについて、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。

技術者要件

ア．施工実績・保有資格

配置予定主任（監理）技術者の施工実績及び保有資格について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
過去5年間の同種工事実績の有無	3.0	過去5年間に名張市発注の同種工事の元請・JVとしての主任（監理）技術者の工事実績がある	3.0
		過去5年間に国及び他の地方公共団体発注の同種工事の元請・JVとしての主任（監理）技術者の工事実績がある	1.5
		同種工事の主任（監理）技術者としての工事実績がない	0.0
主任（監理）技術者の保有する資格	2.0	1級技術者又は技術士	2.0
		2級技術者	1.0

注1： JV工事実績は、出資比率20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

注2： 同種工事は、発注工事ごとに工事内容及び工事実績金額を指定します。

注3： 工事実績を証する書類として、コリンズ竣工時工事カルテ（技術者を含むもの）を提出してください。

注4： 主任（監理）技術者の保有する資格については、資格者証の写しを提出してください。

注5： 配置予定技術者については、病休、死別、退職等特別の理由がある場合以外は、技術者要件評価資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置してください。

特別の理由がある場合には、代替の技術者が技術者要件評価資料に記載した技術者と同等以上の要件を満たし、総合評価点数が下がらない場合についてのみ変更を認めます。

技術力

簡易型における技術力の評価は、企業が発注者の指示する仕様に基づき、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、工程管理・品質管理・周辺環境・安全対策・施工上の課題の中から2項目を選択して課題を設定します。

各項目に具体的なテーマを設定して、テーマに対する留意事項や対応策についてレポートの提出を求めます。

提出されたレポートの内容について、配置予定技術者から記載内容の確認や不明点についてヒアリングを実施し、内容等の説明が不十分な場合、技術力にかかる評価点合計から減点することとします。

ア．工程管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
工期設定の適切性	5.0	各工程の工期が適切であり、工程管理に優れた工夫が見られる。	5.0
		各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られる。	2.5
		各工程の工期が適切である。	0.0

イ．品質管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
品質の確認方法、 管理方法の適切性	5.0	品質の確認方法、管理方法が現場条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	5.0
		品質の確認方法、管理方法が現場条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	2.5
		品質の確認方法、管理方法が現場条件を踏まえて適切である	0.0

ウ．周辺環境

評価内容	得点	評価基準	評価点
周辺環境に関する 工夫	5.0	周辺環境への配慮事項が現場条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	5.0
		周辺環境への配慮事項が現場条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	2.5
		周辺環境への配慮事項が現場条件を踏まえて適切である	0.0

エ．安全対策

評価内容	得点	評価基準	評価点
安全対策に関する工夫	5.0	安全対策が現場条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	5.0
		安全対策が現場条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	2.5
		安全対策が現場条件を踏まえて適切である	0.0

オ．施工上の課題

評価内容	得点	評価基準	評価点
施工上の課題に関する工夫	5.0	施工上の課題への対応が現場条件を踏まえて的確であり、優れた工夫が見られる	5.0
		施工上の課題への対応が現場条件を踏まえて的確であり、工夫が見られる	2.5
		施工上の課題への対応が現場条件を踏まえて的確である	0.0

カ．ヒアリング

評価内容	得点	評価基準	評価点
技術力全般に係るヒアリング	0.0～2.0	全ての評価項目の記載内容の説明ができる	0.0
		1 評価項目の記載内容の説明ができる	1.0
		全ての評価項目の記載内容の説明ができない	2.0

なお、個々の工事の内容に応じ、評価内容、評価基準及び技術評価点を適宜設定します。

(9) 評価項目等の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価項目・評価基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告において明らかにしておきます。

(10) 評価結果の公表

技術評価点の公表は名張市総合評価落札方式試行要領第8条によるものとします。

また、総合評価における入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、開札後7日以内(低入札価格調査及び学識経験者からの意見聴取の無い場合)に以下の事項を公表します。

- 1．商号又は名称
- 2．入札価格
- 3．技術評価点
- 4．総合評価点

(11) 評価内容の担保とペナルティ

1. 地域・社会貢献度の地元業者施工率について、申告と事実が異なったことを確認した場合は、工事成績の「法令遵守等」において10点減点するとともに、悪質な場合は資格停止措置の対象とし、名張市入札審査委員会に諮るものとします。

2. 「技術提案等」については、提案内容を担保するために契約書等へ記載し、完成後、検査において履行確認を行います。

評価項目について提出された資料等と事実が異なったことを確認した場合は、工事成績の「法令遵守等」において10点減点するとともに、悪質な場合は資格停止措置の対象とし、名張市入札審査委員会に諮るものとします。

(12) 入札公告

入札公告は、ホームページにおいて条件付き一般競争入札発注情報（建設工事）に関する共通事項及び、工事発注ごとの個別事項を公告します。

総合評価落札方式を適用する工事については、上記事項の他、次の事項を公告することとします。

総合評価落札方式に関すること

- ・ 総合評価落札方式の類型
- ・ 評価項目、評価基準、得点配分の設定
- ・ 評価値の算出
- ・ 提出資料
- ・ 同種工事
- ・ 工事实績金額
- ・ ヒアリング（簡易型の場合）
- ・ 評価方法及び落札者決定方法
- ・ 提案内容の履行
- ・ 入札結果の公表

(13) 情報公開

総合評価落札方式に関する情報については、開札後において、名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）に基づき公開するものとします。

(14) 疑義照会

総合評価の技術評価点についての疑義照会については、名張市総合評価落札方式試行要領第9条によるものとします。